

商工会議所からのお知らせ

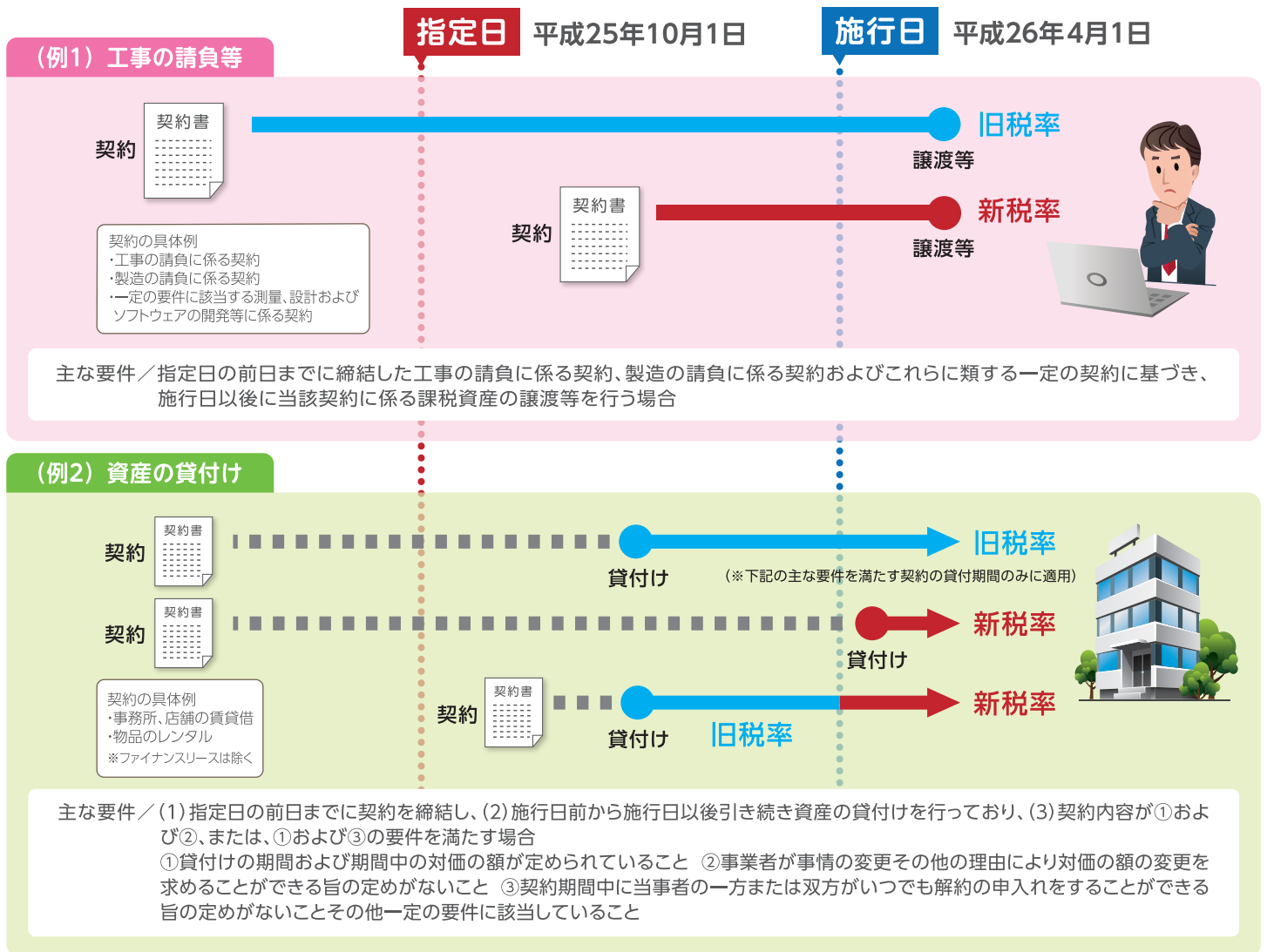
消費税率引上げに伴う「経過措置」に注意しましょう!

消費税率引上げ後も旧税率が適用される取引があります

経過措置とは・・・

商品の引渡しや役務(サービス)の提供が、消費税率引上げ(8%:平成26年4月1日、10%:平成27年10月1日)以後であっても、一定の要件を満たすことで、旧税率が適用されます。

主な経過措置の適用イメージ



●工事の請負等または資産の貸付けに係る経過措置が適用される場合、事業者は相手方にその旨を書面にて通知することとされています。

「指定日」「施行日」とは・・・

消費税率が引上げられる日を「施行日」、施行日の半年前を「指定日」といいます。例えば、工事の請負等に係る契約の場合、「指定日」より前に契約を締結していれば、「施行日」以後に完成引渡しを行っても、旧税率が適用されます。

〈指定日と施行日の関係〉

税率	指定日	施行日
8%	平成25年10月1日	平成26年4月1日
10%	平成27年4月1日	平成27年10月1日

指定日と施行日の対応関係を押さえましょう!
8%と10%のそれぞれに指定日があります

●上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

●契約の種類ごとに適用される経過措置が異なりますので、詳しくは、国税庁ホームページや最寄りの税務署、税理士にご確認ください。

(※本チラシは平成25年8月1日現在の情報に基づき作成しています。)

経過措置等に関するよくあるご質問

Q1

平成 26 年 3 月 1 日に、同日から 1 年間のコピー機のメンテナンス契約を受注し、代金を一括で受け取りました。この場合、消費税の適用関係はどうなりますか。

A1

役務の提供が完了するのが平成 27 年 2 月 28 日ですので、原則として新税率が適用されます。ただし、契約または慣行により、1 年分の代金を受け取ることとしており、事業者が継続して代金受け取り時に収益計上している場合には、施行日の前日までに収益計上したものについて旧税率を適用して差し支えありません。

Q2

工事の請負等の経過措置は、建設業にしか関係がないのですか。

A2

建設業などの①工事の請負契約だけではなく、②製造の請負契約や、③ソフトウェア開発などの請負に類する政令で定める契約も含まれます（一定の要件を満たすものに限られます）。②は受注生産の場合にのみ適用され、見込生産には適用されません。

Q3

指定日前に工事受注の契約を締結しましたが、この工事は施行日までに着手や入金をしないといけないのでしょうか。

A3

指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡しを行った場合に経過措置が適用されます。着手や入金の有無は関係ありません。

Q4

発注者との請負契約を指定日前に締結しましたが、下請業者への請負契約を指定日以後に締結しました。下請業者との請負契約についても、経過措置は適用になりますか。

A4

経過措置は契約ごとに判断しますので、発注者との請負契約には経過措置が適用されますが、下請業者との請負契約には経過措置は適用されません。

Q5

資産の貸付けである事務所や店舗の賃貸借契約において、施行日以後に自動継続条項に基づき継続する場合、自動継続期間を含めて経過措置は適用されますか？

A5

施行日以後に自動継続条項に基づき継続する場合、その後の資産の貸付けには、経過措置は適用されません（要件を満たす契約の貸付期間のみに適用されます）。

Q6

平成 26 年 3 月までに在庫を仕入れ、同年 4 月以後にそれを売った場合、仕入れに係る税率が 5%、売上に係る税率が 8%になりますが、損益に影響があるのでしょうか？

A6

本則課税制度を選択している場合、原則、消費税は受け取った消費税と支払った消費税の差額を納付することになるので、仕入と売上の税率が異なっても、消費税の適正な転嫁ができている限り自社の損益には影響ありません。ただし、資金繰りへの影響等には、注意する必要があります。